

広島県告示第百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西上条竹原病院裏地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
竹原市	下野町		内垣内	二四〇四番四	標柱一号
				二四〇八番二	標柱二号
				二四一〇番五	標柱三号
				一〇六四三番一	標柱四号及び五号
				二四二三番	標柱六号